

研修管理委員会の運営方法について

(1) 施設側に起因する中断・未修了の取り扱い

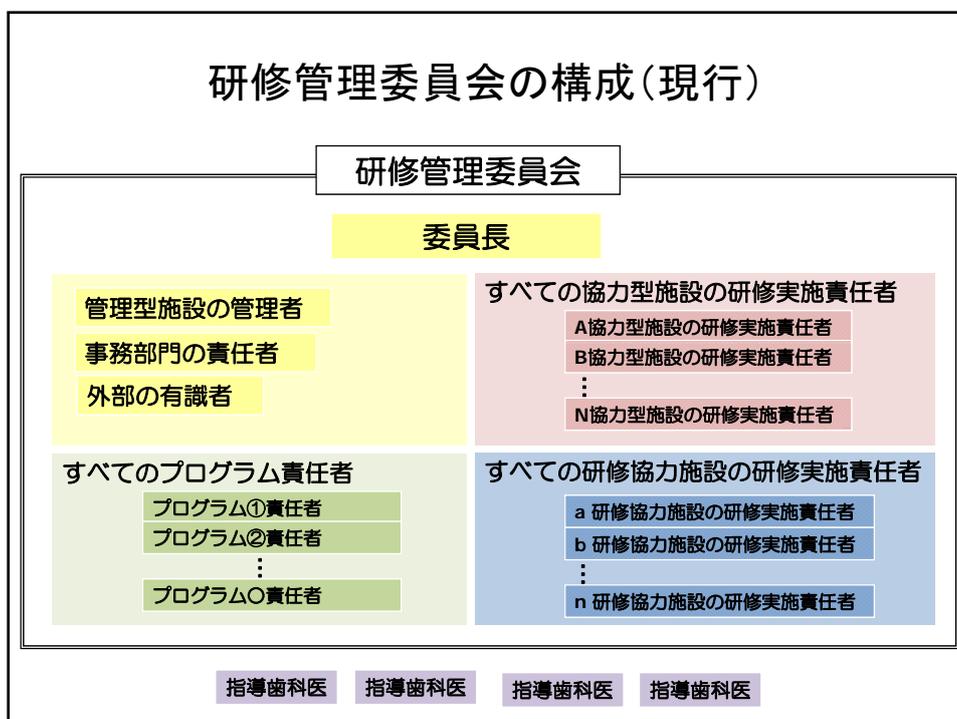
…臨床研修の中断事例や未修了事例を分析すると、研修歯科医側に起因する事例(研修歯科医のメンタルヘルス、傷病、妊娠、出産等)のみではなく、臨床研修施設側に起因する事例(研修歯科医に対するハラスメント等)も認められる。

今後、臨床研修施設側に起因する臨床研修の中断事例や未修了事例への対応策については、さらに検討が必要である。

(2) 研修管理委員会の運用

…現行の研修管理委員会の下に少人数による実質的な検討を行える場を設けることが可能となるようにするとともに、研修管理委員会の構成、開催状況等に関して見直しが必要である。

研修管理委員会の構成(現行)



(通知抜粋)

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に当たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間（原則として1年間）内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

- ア 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。
- (ア) 当該病院又は診療所の管理者又はこれに準ずる者
 - (イ) 当該病院又は診療所の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
 - (ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
 - (エ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、すべての研修協力施設の研修実施責任者
- イ 管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。
- (ア) 当該病院又は診療所の管理者又はこれに準ずる者
 - (イ) 当該病院又は診療所の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
 - (ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
 - (エ) 臨床研修施設群を構成するすべての協力型臨床研修施設の研修実施責任者
 - (オ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、すべての研修協力施設の研修実施責任者
- ウ 研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修施設及び研修協力施設以外に所属する歯科医師、有識者等を含むこと。
- エ 研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修歯科医の管理及び研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理を行うこと。
- オ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導歯科医から研修歯科医ごとの研修進捗状況について情報提供を受ける等により、研修歯科医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう配慮しなければならないこと。